

議案 第 40 号

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成27年3月三宅町条例
第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月4日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 2 7 年 3 月三宅町条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 8 条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	単位	手数料
ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋 (容量 45 リットル)1 枚に付き	45 円
		燃えるごみ袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円
		燃えるごみ袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円
		不燃物袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円
		不燃物袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円
		粗大ごみ処理券1枚につき	100円
		臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭廃棄物搬入量から100kgを控除した残量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき60円	
		事業者が直接搬入する一般廃棄物	搬入量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき160円
	事業者が一般廃棄物収集運搬業者に搬入させる事業系、又は事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		
	上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に規定する特定家庭用機器(再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。)については、1 台につき 3,000 円とする。		
動物の死体	1体につき 1,000円		
し尿(家畜のし尿を除く)	従 量	10 リットル(10 リットル未満は、10 リットルとみなす。)につき 130 円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成27年3月三宅町条例第23号）の規定により行った処分、手続きその他の行為は、この条例の規定中これらに相当する規定があるときは、この条例により行った処分、手続きその他の行為とみなす。

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

改 正 後				現 行			
別表（第 3 8 条関係）				別表（第 3 8 条関係）			
種 種 別	区 分	単 位	手数料	種 種 別	区 分	単 位	手数料
ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋 (容量 45 リットル)1 枚に付き	45 円	ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋 (容量 45 リットル)1 枚に付き	45 円
		燃えるごみ袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円			燃えるごみ袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円
		燃えるごみ袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円			燃えるごみ袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円
		不燃物袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円			リサイクル袋 (容量 45 リットル)1 枚に付き	20 円
		不燃物袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円			リサイクル袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円
		粗大ごみ処理券1枚につき	100円			不燃物袋 (容量 30 リットル)1 枚に付き	30 円
		臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭 廃棄物搬入量から100kgを控除した残量 10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)につき60 円				不燃物袋 (容量 15 リットル)1 枚に付き	15 円
	事業者が直接搬入す る一般廃棄物	搬入量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。) につき160円				粗大ごみ処理券1枚につき	100円
	事業者が一般廃棄物 収集運搬業者に搬入 させる事業系、又は事 業系一般廃棄物と併 せて処理する産業廃 棄物					臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭廃 棄物搬入量から100kgを控除(1日100kgを限度 とする。)した残量10kg(10kg未満は、10kgと みなす。)につき60円	
						事業者が直接搬入す る一般廃棄物	搬入量10kg(10kg未満は、10kgとみなす。)

	上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に規定する特定家庭用機器(再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。))については、1 台につき 3,000 円とする。	
動 動 物 の死体	1 体につき 1,000 円	
し尿(家畜のし尿を除く)	従 量	10 リットル(10 リットル未満は、10 リットルとみなす。))につき 130 円

事業者が一般廃棄物 収集運搬業者に搬入 させる事業系、又は事 業系一般廃棄物と併 せて処理する産業廃 棄物	につき160円	
	可燃物	その処分に要する
	1キログラムにつき	委託料に1円を加算した額
	不燃物	その処分に要する
	1キログラムにつき	委託料に1円を加算した額
	飲料缶	その処分に要する
	1キログラムにつき	委託料に1円を加算した額
	トレイ・発泡スチロ ール／ペットボト ル・プラスチック類	その処分に要する
	1キログラムにつき	委託料に1円を加算した額
上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に規定する特定家庭用機器(再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。))については、1 台につき 3,000 円とする。		
動 動 物 の死体	1 体につき 1,000 円	
し尿(家畜のし尿を除く)	従 量	10 リットル(10 リットル未満は、10 リットルとみなす。))につき 130 円